

特定建設工事共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事における特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体 大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するため、工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 甲型JV 共同施工方式による共同企業体をいう。
- (3) 乙型JV 分担施工方式による共同企業体をいう。

(共同企業体が施工できる工事)

第3条 共同企業体が施工できる工事は、予定価格が10億円以上の建設工事であって、工事の技術的難易度等を総合的に勘案し、企業団競争入札参加者選定審査会で認められたものとする。

(構成員の資格)

第4条 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 企業団競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (6) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することができること。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、対象工事ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていること。

(構成員数)

第5条 構成員は、2者とする。ただし、企業長が特に大規模又は技術的難度の高い工事と認めた場合は、3者以上とすることができます。

(結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第7条 甲型JVにおける共同企業体の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。この場合において、最小出資比率は、30パーセントとする。

2 共同企業体の構成員の数が3者以上のときは、前項の規定にかかわらず、最小出資比率は、20パーセントとする。

(代表者の選定)

第8条 甲型JVにおける代表者は、出資比率が構成員のうち最大の者でなければならぬ。

2 乙型JVにおける代表者は、構成員において決定された者とする。

(解散の承認)

第9条 共同企業体の解散には、企業団の承認を得るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

この要綱は、令和7年11月10日から改正する。